

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜に  
おき、  
翌日  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 農地法施行令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき算定方法  
解除予定の保安林
- 〃 〃 土地改良区の設立の適否の決定
- 〃 〃 土地の用途廃止
- 〃 〃 都市計画事業計画の変更の認可
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇ 公 告 昭和四十六年度狩猟者講習会の開催
- ◇ 正 誤 昭和四十六年七月一日付鳥取県公報登載の選挙管理委員会告示中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百二十一号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第三項の規定に基づき、同法同条第一項前段の農地の対価の算定方法に代わるべき算定方法を次のように定めたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

農地法施行令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき算定方法

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）第九条の規定による農地の買収が第一号に掲げる場合に該当する場合におけるその農地に係る法第十一条第一項第三号の対価は、農地法施行令（以下「令」という。）第二条第一項前段の算定方法に代えて、第二号に掲げる算定方法により算定するものとする。

一 令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき算定方法により対価を算定する場合

イ 法第二十四条の二第一項の小作料の標準額が定められていない地域内にある農地を買収する場合

ロ 耕作の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするため農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行なう取引その他特殊な事情の下において行なわれる取引を除く。以下「耕作目的での通常の取引」という。）において成立する価格が農地を農地以外のものにするための取引において成立する価格の影響等により小作料と関係がないものとして形成されていると認められる区域

内にある農地を買収する場合

ハ 耕作目的での通常の取引が著しく少ない令第二条第一項に規定する一定の区域内にある農地を買収する場合

ニ その農地の属する法第二十四条の二第一項の区分に係る小作料の標準額がなく、かつ、当該区分に属する農地に小作料の定めのある小作地が著しく少ない場合等その農地の小作料として相当と認められる額を定めることができなない場合においてその農地を買収するとき

二 令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき算定方法

イ 買収すべき農地の近傍類似の農地（当該農地の近傍にあり、かつ、その価格及び小作料の形成上の一般的要因が当該買収すべき農地と類似する農地をいう。）における耕作目的での通常の取引の数が当該買収前一年以内に三件以上である場合にあつては、それらの取引において成立した価格を基準として算出するものとする。

ロ イに掲げる場合以外の場合にあつては、買収すべき農地の自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額（令第三条第一項に規定する固定資産税評価額をいう。以下同じ。）と当該農地の近傍の地域において耕作目的での通常の取引が行なわれた農地に係る自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該通常の取引が行なわれた農地のその取引において成立した価格に比準して算出するものとする。

### 鳥取県告示第六百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字下阿毘縁字下鉦谷日向山一七四六の二、一七四七の一、字中鉦尻一七五七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第六百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字ススケ畑西平八〇一の四から八〇一の一二まで、八〇一の一四から八〇一の一七まで、八〇一の一八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山北側五九の一、六〇の一、字向山一三六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十五号

昭和四十六年六月八日付で西伯郡大山町国信九六六番地青木隆介ほか十七人の者から申請のあった大山北部土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第五項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月二十四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年七月十九日から用途廃止した。

昭和四十六年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉方温泉四丁目六〇三番地先から		三一・〇四	水路敷
〃	六二〇番地先まで		
〃	六〇八番地先	一〇九・四五	〃

鳥取県告示第六百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更の許可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和四十六年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 施行者の名称  
鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第二号公園湖山池公園

三 事業施行期間

昭和四十年四月八日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市高住字青島及び小荒田、良田字最ノ谷及び輪ノ内並びに湖山町字小荒田及び青島地内

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年七月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一日時 昭和四十六年七月二十六日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町県教育委員会委員室

三 議題 (1) 公務災害の認定について

(2) その他

公 告

昭和46年度狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和46年7月23日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和43年度以降の狩猟者講習会の受講者で、狩猟者講習会修了証明書を有するものは、除く。

2 開催の方法

経験者課程（乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和43年度から昭和45年度の間1回以上乙種又は丙種の狩猟免許を受けた者、甲種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和43年度から昭和45年度の間1回以上甲種の狩猟免許を受けた者）と初心者課程（経験者課程以外の者）に分けて行なう。

3 開催日時等

経験者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
8月24日 午前10時40分から	日野郡日野町根雨 日野地方農林振興局会議室	日野郡に住所を有する者
8月26日	米子市稚町 米子地方農林振興局	米子市、境港市及び西伯 郡に住所を有する者
9月4日	倉吉市蔵城 倉吉地方農林振興局	倉吉市及び東伯郡に住所 を有する者
9月6日	八頭郡那家町那家 八頭地方農林振興局	八頭郡に住所を有する者
9月9日	倉吉市蔵城 倉吉地方農林振興局	倉吉市及び東伯郡に住所 を有する者
9月22日	米子市稚町 米子地方農林振興局	前記の日程に受講できな かつた者及び再受講者
10月1日	倉吉市蔵城 倉吉地方農林振興局	前記の日程に受講できな かつた者及び再受講者

初心者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
8月24日 午前9時から	日野郡日野町根雨 日野地方農林振興局会議室	日野郡に住所を有する者
8月25日	米子市稚町 米子地方農林振興局会議室	米子市、境港市及び西伯 郡に住所を有する者

9月4日	鳥取市東町一丁目 鳥取県庁講堂	鳥取市及び岩美郡に住所 を有する者
------	--------------------	----------------------

9月6日	八頭郡那家町那家 八頭地方農林振興局会議室	八頭郡に住所を有する者
------	--------------------------	-------------

9月9日	倉吉市蔵城 倉吉地方農林振興局会議室	倉吉市及び東伯郡に住所 を有する者
------	-----------------------	----------------------

9月22日	米子市稚町 米子地方農林振興局会議室	前記の日程に受講でき なかつた者及び再受講 者
-------	-----------------------	-------------------------------

10月1日	倉吉市蔵城 倉吉地方農林振興局会議室	前記の日程に受講でき なかつた者及び再受講 者
-------	-----------------------	-------------------------------

4 講習科目

- 狩猟に関する法令
- 狩猟鳥獣の判別
- 猟具の取扱い
- 講習時間

5 経験者課程は4時間、初心者課程は9時間とする。

6 考 査  
 経験者課程、初心者課程とも講習終了後、引き続き講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

7 受講申込方法  
 所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程は400円、初心者課程のうち甲種は700円、乙種及び丙種は1,100円）に相当する鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の5日前までに所轄地方農林振興局長に提出すること。

8 携行品  
 (1) 受講申込みの際に配布したテキスト  
 (2) 筆記用具

正 誤

昭和四十六年七月一日付鳥取県公報号外第五十七号登載の鳥取県選挙管理委員会告示中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 一 上 終わりから八 第四十七号 第四十八号

昭和四十六年七月一日付鳥取県公報号外第五十八号登載の鳥取県選挙管理委員会告示中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 一 上 終わりから九 第四十八号 第四十九号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】